

安曇野市景観条例及び景観条例施行規則の一部改正の概要について

1 改正理由

- ・平成 24 年の改正以降見直しを行っておらず、条項ずれ等の誤りがある箇所を修正するため
- ・様式について、分かりづらい部分があったり、一部誤りがあったりすることから、これらを修正するため

2 条例の改正内容（資料 2-2 参照）

(1) 条項ずれに伴う修正

景観法及び自然公園法を引用している箇所について、法改正により条項ずれが生じているため、該当部分を改める。(P4-②、P6-⑤)

(2) 誤字等の修正

語句及び条例名に誤りがあるため該当箇所を修正する。(P5-③、P6-⑥)

(3) その他

- ・定義する用語を追加する。(P1-①)
- ・添付書類の位置づけを明確化する。(P5-④)
- ・県条例において認定された住民協定の位置付けを明確にする。(P12-⑦)

3 施行規則の改正内容（資料 2-3 参照）

(1) 届出における提出書類の整理

添付図書について、景観法施行規則と重複している部分があったり、記載が不十分であったりしたため、提出書類の一覧を表形式へ修正する。(P2-③、P10-④)

(2) 様式の修正

届出届、変更届、短縮通知、完了届の様式について、レイアウトや記載内容を修正する。また、その他様式について、押印廃止を受けて、「印」の字を削除する。(P13 以降-⑥)

(3) その他

- ・景観法改正にともなう条項ずれを修正する。(P1-①)
- ・国の機関又は地方公共団体が行う行為については、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならないと定めているため、このことを施行規則に追加する。(P2-②)
- ・届出対象行為である「開発行為（建築物等の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）」について、「土地の形質変更」の一部として扱っていたが、景観法での記載方法を参考に、「土地の形質変更」とは別に記載する。(P12-⑤)

4 施行期日（予定）

令和 5 年 4 月 1 日